

学校給食の充実と学校における食育の推進

令和 7 年 5 月
初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食・食育係



1. いわゆる給食無償化について
2. 学校給食費の公会計化等について
3. 学校給食の充実に向けて
4. 栄養教諭を中核とした食育の充実に向けて
5. 安心安全で安定的な学校給食の実施に向けて

1. いわゆる給食無償化について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

学校給食に関する実態調査の概要①

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)に基づき、全国ベースでの学校給食の実態調査を実施。

Ⅱ. こども・子育て政策の強化: 3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題 (3) 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。

その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

実施調査の概要

①学校給食実施状況等調査(令和5年5月1日現在)(隔年実施)

・ 学校給食を実施している国公立の全ての小学校、中学校、特別支援学校等を対象に、実施学校数、調理員の配置状況、学校給食費の平均月額等を調査

②学校給食実施状況等に係る追補調査(令和5年5月1日現在)(今回新たに実施)

・ 学校給食実施状況等調査で捕捉できない内容を補完するため、学校給食を実施する公立学校における給食の提供を受けていない児童生徒数や実施内容別の学校給食費等について調査

③学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査(令和5年9月1日現在)(今回新たに実施)

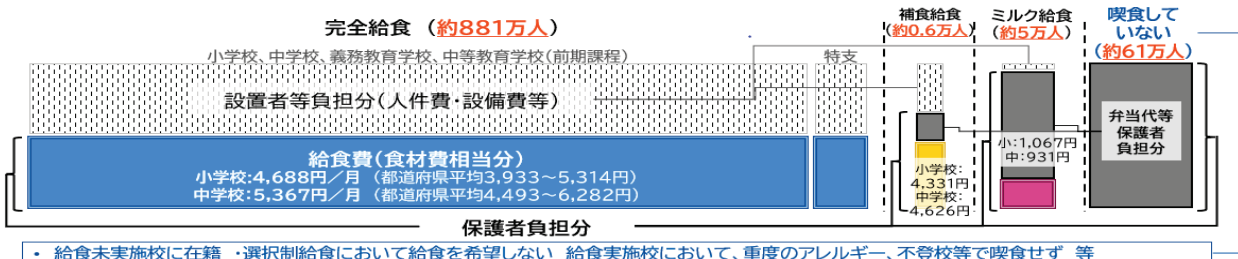
・ 教育委員会が実施する学校給食費の無償化の状況について、支援の対象や要件等を調査

実施調査の結果

● 完全給食を実施している学校の割合は増加しており、調査時点で小学校の98.8%、中学校の89.8%、特別支援学校の88.9%、夜間定時制高校の51.4%。公立学校で完全給食を実施していない主な理由としては、「他の施設で昼食が提供される」が最も多い。

● 完全給食の実施率(在席児童生徒数ベース)は、公立学校では、小学校99.9%、中学校97.8%、特別支援学校94.7%である。

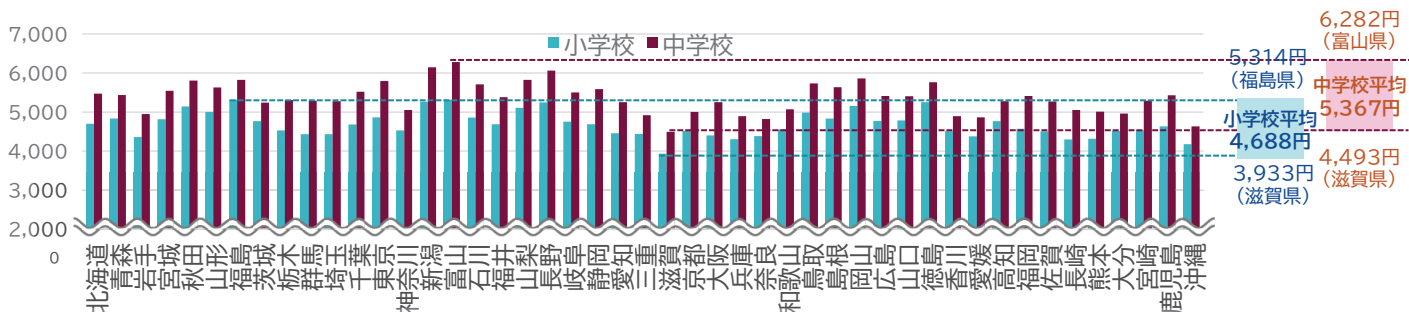
● ただし、喫食数ベースでは、小学校99.6%、中学校89.2%、特別支援学校で88.9%であり、給食実施校においても、約285,000人(夜間定時制高校を除く)が給食の提供を受けていない。



学校給食に関する実態調査の概要②

- 完全給食の給食費(食材費に相当する金額)は、都道府県間で、約1.4倍の開きがある。
- R5. 9. 1時点で学校給食費無償化を実施していた自治体は722/1,794自治体。うち、547自治体(約30%)で小・中学生全員が対象。
- 722自治体のうち、成果検証・評価を実施する自治体は、「実施済」「実施予定有」を合計しても、119(16.5%)。
- 公立義務教育諸学校等の学校給食費(食材費相当)の推計額は現在の喫食者のみの場合 約4,832 億円、完全給食を全員に実施する場合 約4,870億円

都道府県間の比較



無償化の実施状況 (令和5年9月1日時点で、無償化を実施している722自治体を対象)



無償化の財源(複数回答有)		無償化の実施に至った経緯(複数回答有、政策目的の例)		成果の検証・評価の実施の有無	
	自治体数		自治体数		
①自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)	475	保護者の経済的負担の軽減、子育て支援(児童・生徒が いる家庭の支援)	652	実施済, 38	実施予定有, 81
②地方創生臨時交付金	233	少子化対策(子供の増加を期待した支援)	66	実施予定無, 603	
③ふるさと納税	74				

実態調査の結果を踏まえ、児童生徒間の公平性や国と地方の役割分担、政策効果等の観点や法制面から課題を整理

5

「給食無償化」に関する課題

- **学校給食法の目的・目標**は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む) **全員を対象にした給食無償化**は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

児童生徒間の公平性

- 給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒(弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など)などに恩恵が及ばない

※ 一部自治体では、「子育て支援」の観点から、給食を喫食しない児童生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付



- **学校給食費**(実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の月額平均は、都道府県間で1.4倍弱の開き

滋賀3,933円	小学校平均 4,688円	福島5,314円
滋賀4,493円	中学校平均 5,367円	富山6,282円

格差は正策としての妥当性

- **経済的困窮世帯(約14%)**については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により**基本的に無償化**。給食無償化の範囲の拡大は、**経済的困窮世帯**に対しては追加的な恩恵はなく、格差は正の観点に乏しい

国と地方の役割分担

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある

※ 自治体の財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。一方、財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられない

財政力指数	0.25未満	0.25～0.5未満	0.5～0.75未満	0.75～1未満	1以上
完全無償化	49.6%	33.4%	21.7%	15.6%	24.6%
校種限定・条件付きなど	1.1%	8.6%	14.4%	16.8%	14.5%
無償化していない	49.3%	57.9%	63.9%	67.6%	60.9%

効果的な少子化対策

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の**給食費**(※実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の合計額は、約4,832億円(推計)であり(教育扶助や就学援助が適用されている児童生徒の分も含む)、「給食無償化」の拡大には、**安定的な財源の確保を要する**
- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が少子化対策としてより**効果的な施策であるか否か**、との観点からの検討が必要
- ※ 自治体独自の給食無償化について、「子育て支援」「少子化対策」の観点から、成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数

6

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

②いわゆる給食無償化

- ・まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。

IV 教育無償化に関する論点等

2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記 I ～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

2. 学校給食費の公会計化等について

学校給食費の「公会計化等」について ～概要～

学校給食費の「公会計化等」とは

学校給食費の「公会計化等」とは、以下①②の双方を満たしているものをいいます。（令和4年5月1日現在：34.8%）

- ① 学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上する「公会計制度」を採用すること。
- ② 徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施すること。

文部科学省では、これまでも令和元年に発出した通知やガイドライン等において、地方自治法上も学校給食費を公会計で扱うことが基本であることや、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進してきたところであり、令和5年8月にも改めてその旨を周知。

見込まれる効果

- ① 教員の業務負担の軽減
→ 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。
- ② 保護者の利便性の向上
→ 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）
- ③ 徴収・管理業務の効率化
→ 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。
- ④ 透明性の向上、不正の防止
→ 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。
- ⑤ 公平性の確保
→ 効果的な徴収により、滞納が減少する。
- ⑥ 給食の安定的な実施・充実
→ 効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などもしやすくなる。

参考となる取組

- 「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」
→ 地方公共団体に対して書面調査を行うとともに、先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査を実施して、実務上参考となる事例を幅広くとりまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230821-mxt_kenshoku-100003364_4.pdf
- 「学校給食費の公会計化等に関する先行事例紹介」
→ 既に公会計化等を実現している自治体の事例をとりまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_8.pdf
- 「学校給食費の公会計化等に関するQ&A」
→ 公会計化等に関する疑問をQ&Aの形式でまとめたもの。
(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_5.pdf

9

（参考）学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体①（令和4年度）

北海道	えりも町、七飯町、富良野広域連合、下川町、中富良野町、余市町、初山別村、占冠村、厚岸町、名寄市、喜茂別町、増毛町、士別市、夕張市、奥尻町、富良野市、寿都町、小平町、島牧村、幌加内町、幌延町、愛別町、江別市、泊村、浜頓別町、由仁町、留萌市、神恵内村、興部町、芦別市、苫小牧市、豊富町、長沼町、音威子府村、鹿部町
青森県	弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、中泊町、六戸町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町
岩手県	
宮城県	宮城県、気仙沼市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大和町、女川町
秋田県	秋田県、小坂町、大館市、八郎潟町
山形県	山形県、上山市、朝日町、大江町、東根市、金山町、舟形町、大蔵村、戸沢村、川西町、小国町、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	福島県、本宮市、大玉村、須賀川市、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西会津町、猪苗代町、昭和村、只見町、南会津町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、いわき市
茨城県	茨城県、大洗町、日立市、利根町
栃木県	栃木県、上三川町、下野市、塩谷町、壬生町、宇都宮市、市貝町、栃木市、益子町、矢板市、芳賀町、茂木町、那珂川町、野木町
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、宮代町、ときがわ町、三郷市、加須市、北本市、吉川市、志木市、嵐山町、戸田市、新座市、毛呂山町、深谷市、狭山市、白岡市、羽生市、蕨市、越生町、飯能市、鳩山町
千葉県	千葉県、我孫子市、佐倉市、大網白里市
東京都	東京都、千代田区、中央区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、西東京市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、二宮町、真鶴町
新潟県	新潟県、三条市、五泉市、出雲崎町、刈羽村、加茂市、弥彦村、湯沢町、燕市、田上町、糸魚川市、胎内市、長岡市、関川村、阿賀町、阿賀野市、魚沼市
富山県	富山県、上市町、入善町、富山市、射水市、小矢部市、立山町、舟橋村、高岡市、黒部市
石川県	石川県、加賀市、宝達志水町、川北町、志賀町、珠洲市、白山市、穴水町
福井県	福井県、あわら市、勝山市、南越前町、大野市、小浜市、池田町、福井市、越前市、鯖江市
山梨県	山梨県、大月市
長野県	長野県、小諸市、佐久市、佐久穂町、伊那市、駒ヶ根市、諏訪市、茅野市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、下諏訪町、富士見町、原村、泰阜村、豊丘村、筑北村、南木曽町、木祖村、大桑村、池田町、松川村、小布施町、山ノ内町、信濃町、小川村、栄村、上田市長和町中学校組合
岐阜県	岐阜県、多治見市、大垣市、岐阜市、御嵩町、東白川村、白川町、関ヶ原町、養老町
静岡県	伊東市、吉田町牧之原市広域施設組合、富士宮市、島田市、御殿場市、森町、河津町、熱海市、牧之原市、裾野市

10

（参考）学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体②（令和４年度）

愛知県	愛知県、一宮市、瀬戸市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、額田郡幸田町
三重県	三重県、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町、伊賀市、尾鷲市、熊野市
滋賀県	滋賀県、東近江市
京都府	京都府、城陽市、木津川市、宇治田原町、精華町、綾部市、宮津市
大阪府	和泉市、守口市、富田林市、岬町、忠岡町、摂津市、枚方市、柏原市、河内長野市、熊取町、羽曳野市、藤井寺市、柏原市学校給食組合、豊能町、阪南市
兵庫県	兵庫県、明石市、赤穂市、佐用町
奈良県	奈良県、五條市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、天川村、川上村、東吉野村
和歌山県	和歌山県、有田川町、印南町、御坊市、日高川町中学校組合、串本町
鳥取県	鳥取県、三朝町、八頭町、岩美町、日吉津村、日野町、湯梨浜町
岡山県	岡山県、倉敷市、和気町、新庄村、矢掛町
広島県	竹原市、坂町、大崎上島町、神石高原町、三次市、庄原市
山口県	山口県、周防大島町、平生町、萩市
徳島県	徳島県、上勝町、佐那河内村、勝浦町、吉野川市、松茂町、板野町、海陽町、牟岐町、美波町、阿波市
香川県	香川県、直島町、宇多津町、坂出市、東かがわ市、土庄町
愛媛県	愛媛県、伊予市、八幡浜市、愛南町、東温市、松前町、松野町、砥部町、鬼北町
高知県	高知県、安田町、日高村、佐川町学校組合、馬路村
福岡県	大牟田市、久留米市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、うきは市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、添田町、大任町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村、吉富町外一市中学校組合
佐賀県	佐賀県、佐賀市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町
長崎県	島原市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町
熊本県	阿蘇市、和水町、長洲町、高森町、御船町、嘉島町、山都町、錦町、球磨村
大分県	大分県、中津市、姫島村、由布市、臼杵市
宮崎県	綾町、国富町、西都市、高鍋町、西米良村、川南町、三股町、小林市、えびの市、高原町、延岡市、門川町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島県、日置市、指宿市、南九州市、阿久根市、出水市、さつま町、湧水町、垂水市、大崎町、東串良町、西之表市、中種子町、屋久島町
沖縄県	沖縄県、読谷村、沖縄市、中城村、浦添市、座間味村

11

3. 学校給食の充実に向けて



学校給食における多様な食品の使用について

「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部改正（令和3年4月1日施行）

「日本人の食事摂取基準（2020年版）」の改正内容及び平成26年に児童生徒の食事状況を調査した「食事摂取基準を用いた食生活改善に資するエビデンスの構築に関する研究」の解析結果による児童生徒の家庭での栄養摂取状況等を踏まえ、学校給食で摂取すべき各栄養素の基準値等を改正。

※改正した栄養素の項目：ナトリウム（食塩相当量）、鉄、ビタミンA、ビタミンC、食物繊維

学校給食における多様な食品の使用等について依頼

「学校給食実施基準の一部改正について（通知）」（令和3年2月12日付文部科学省初等中等教育局長通知）

■ 学校給食における食品構成について

「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすること。

また、これらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ること。

※食事状況調査の結果を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、食事内容の充実を図ることが必要であることから、本基準の別表の注に、献立作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮することとする旨を規定する。

■ 学校給食の食事内容の充実等について

- ・地場産物の使用、食に関する指導の「生きた教材」としての使用の重要性
- ・我が国の伝統的食文化、郷土に伝わる料理→地域の食文化の継承、世界の多様な食文化等の理解

■ 給食の時間については、給食の準備から片付けを通して、計画的・継続的に指導することが重要であり、そのための必要となる適切な給食時間を確保すること。

13

様々な食材を使った学校給食の取組例

有機農産物（千葉県いすみ市）

地元産の有機米「いすみっこ」を、平成29年に学校給食に必要な全量にあたる42トン分すべて切り替え。平成30年からは野菜農家とも連携し、有機野菜の供給も増えている。



出典：いすみ市
(<https://www.city.isumi.lg.jp/>)

漬物（奈良県奈良市）

「奈良漬」は奈良県発祥の伝統的な漬物。塩漬けにした野菜を酒粕に漬けたもの。少しクセのある味だが、きんぴらにすることで食べやすい。令和4年度実施。



出典：奈良市
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/school-lunch/161194.html>)

梅（和歌山県和歌山市）

県の事業「梅干しで元気!!キャンペーン」で、収穫量が日本一である梅を提供。あわせて、学習資料「梅と梅干しのお話」を配布し、梅干しの歴史、生産方法や機能性について児童生徒に学ばせる。平成17年度より実施。



出典：和歌山市立西脇小学校
(<https://www.wakayama-wky.ed.jp/nishiwaki-es/>)

鯨（山口県長門市）

古式捕鯨のまちである長門市では、伝統的食文化を絶やすことなく次代に継承させるため、くじら肉給食を同一日に提供する「学校給食・くじら交流の日」を平成24年度から実施。



出典：長門市
(<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/wadairoot/wadai/210203.html>)

ジビエ（岐阜県関市）

農作物等への獣被害を防止するために捕獲したシカを、学校給食に活用することによって、地域の農林産業の振興へとつなげる循環を促すとともに、児童生徒がフードロスの削減の意識を高める機会とした。令和4年度実施。



出典：関市
(<https://www.city.seki.lg.jp/0000019246.html>)

世界の食文化（富山県富山市）

G7富山・金沢教育大臣会合を前に、児童生徒に世界の食や食文化に触れてもらい、他国について興味や関心を高めてもらうことを目的に、参加する7か国の料理を取り入れた「サミット給食」を提供。令和5年度実施。写真はイタリア料理。



出典：富山市
(<https://www.city.toyama.lg.jp/kosodate/shochugakko/1010443/index.html>)

第4次食育推進基本計画（文部科学省関係部分）

計画期間 令和3年度～7年度

○重点課題

- <1>生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- <2>持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- <3>「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

○目 標

	令和7年度	(参考)令和5年度
学校給食における地場産物を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
学校給食における国産食材を使用する割合が 令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	66% (31都道府県)
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の 平均取組回数 ※2	月12回以上	12.37回

※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物55.4%、国産食材88.6%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査)
調査対象時期：令和5年6月及び11月の第3週の5日間

※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)

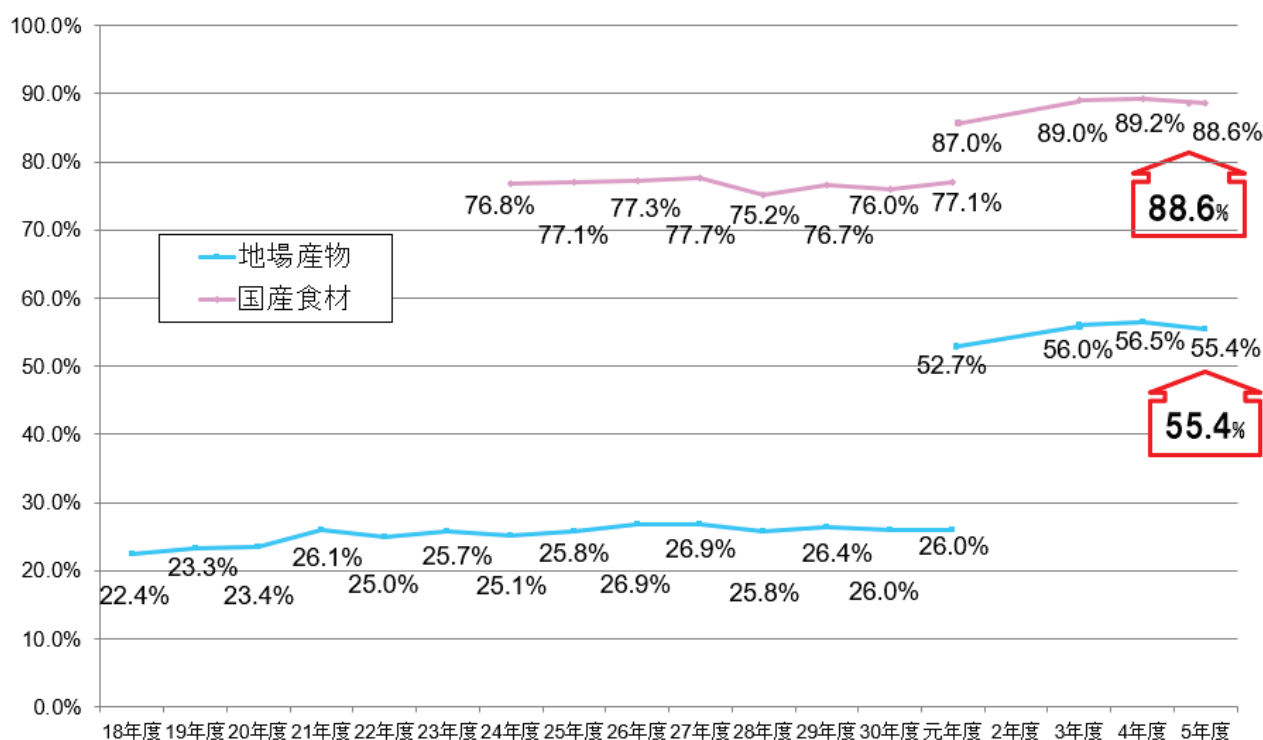


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

15

学校給食における地場産物・国産食材活用状況の推移



出典：令和元年度までは文部科学省「学校給食栄養報告」(食材数ベース)
令和元年度以降は文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(金額ベース)

※平成23年度は、東日本大震災の影響から事務的負担を考慮し、岩手県、宮城県及び福島県を本調査対象より除く。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

16

(参考) 都道府県別学校給食における地場産物・国産食材の使用状況

都道府県名	地場産物		国産食材	
	R元年度	R5年度	R元年度	R5年度
北海道	70.3%	71.5%	88.2%	87.1%
青森県	71.4%	66.9%	92.1%	89.3%
岩手県	58.2%	59.3%	90.2%	89.0%
宮城県	50.8%	58.8%	84.2%	86.2%
秋田県	49.8%	37.0%	80.2%	85.2%
山形県	55.4%	60.4%	89.8%	87.8%
福島県	51.6%	63.7%	88.3%	88.8%
茨城県	67.2%	74.3%	87.8%	90.6%
栃木県	67.2%	77.7%	90.1%	94.4%
群馬県	54.9%	63.0%	83.9%	86.7%
埼玉県	47.1%	41.3%	86.1%	88.3%
千葉県	45.9%	56.9%	86.4%	88.8%
東京都	7.2%	8.8%	83.0%	90.6%
神奈川県	27.6%	28.6%	80.8%	80.1%
新潟県	66.1%	60.7%	91.6%	87.2%
富山県	58.5%	55.8%	85.6%	86.6%
石川県	62.9%	60.9%	89.7%	94.0%
福井県	34.9%	32.2%	88.4%	90.1%
山梨県	35.5%	59.6%	77.9%	88.0%
長野県	66.0%	69.6%	92.3%	95.4%
岐阜県	57.5%	57.9%	87.3%	88.4%
静岡県	55.3%	56.6%	90.3%	91.9%
愛知県	55.5%	53.1%	89.2%	89.1%
三重県	59.2%	57.3%	90.8%	88.7%

都道府県名	地場産物		国産食材	
	R元年度	R5年度	R元年度	R5年度
滋賀県	49.3%	46.5%	89.4%	87.1%
京都府	20.6%	21.5%	89.9%	89.3%
大阪府	7.3%	7.2%	85.6%	87.1%
兵庫県	47.3%	46.9%	84.4%	83.2%
奈良県	32.7%	31.9%	84.6%	85.1%
和歌山県	28.4%	27.4%	91.2%	89.1%
鳥取県	72.9%	76.7%	92.4%	94.1%
島根県	72.0%	72.2%	95.2%	93.7%
岡山県	63.0%	65.1%	89.3%	87.5%
広島県	58.1%	58.4%	85.3%	88.6%
山口県	81.5%	87.2%	95.5%	98.0%
徳島県	62.8%	66.1%	81.7%	87.4%
香川県	54.3%	52.5%	82.9%	86.3%
愛媛県	71.7%	74.7%	93.6%	92.6%
高知県	54.1%	68.2%	89.0%	95.3%
福岡県	45.7%	51.2%	80.0%	85.7%
佐賀県	56.3%	55.8%	89.6%	88.2%
長崎県	57.3%	68.0%	82.5%	86.3%
熊本県	56.6%	62.1%	83.8%	87.7%
大分県	58.5%	63.2%	85.0%	89.9%
宮崎県	58.4%	63.8%	84.8%	87.7%
鹿児島県	64.9%	65.8%	84.8%	87.3%
沖縄県	31.1%	33.2%	73.0%	73.7%
計	52.7%	55.4%	87.0%	88.6%

※金額ベース

(出典) 令和元年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査
令和5年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査

17

学校給食への有機農産物等使用促進による 食の指導充実に関する調査研究

令和7年度予算額

59百万円
(新規)



背景	- 学校給食における有機農産物等の活用は、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進等に対する子供たちの理解を深める観点からも有効である等、教育的意義を有する。 - 食料・農業・農村基本法が改正され、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食への有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められており、学校給食に有機農産物を活用する際の課題解決への支援が必要。また、オーガニックビレッジ等との連携を促し、生産から消費までの一貫したモデルの創出が必要。
課題	- 域内で必要な量の確保が難しく、定期的に生産者へ生産状況を確認したり、関係者間で協議を行う必要がある。また、一般的に流通している食材に比べるとコスト面でも課題がある。 - サイズが揃っていないなど変形しているなどで学校給食用の納入規格に合わない。学校給食で使用するためには、生産者に加工済みの食材を納入してもらうか、調理場において加工用の調理器具を使用する必要がある。

事業概要

学校給食における有機農産物等の総合的な使用促進・有機農産物等の使用を通じた環境負荷低減や食料安全保障の観点を含めた児童生徒の食育推進を目的とし、先進事例創出のための調査研究を行う。

<事業内容>

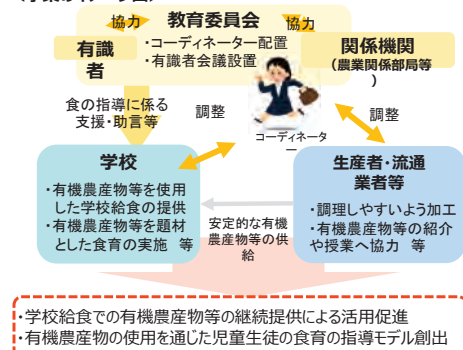
○有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、食文化・産業への理解促進、生産者への感謝の気持ちの醸成などに係る方策と効果を研究
- 継続的に有機農産物等を題材に上げ、持続可能性の高い農業に係る理解を促進することなどに係る方策と効果を研究
- 効果的な農業体験の導入等による環境負荷低減に係る理解を促す方策と効果を研究

○有機農産物等の安定的な供給による使用促進

- 市町村内での仕組みづくりを担うコーディネーター等の人材配置や、安定的な供給の促進に資する契約による有機農産物の導入への効果を研究
- 調理器具の購入や人材配置の工夫、そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらうこと等による有機農産物等の加工効率化の効果を研究
- 有機農産物等を活用した新しいメニューの開発、食育を目的とした定期的なメニュー化の促進等による有機農産物等の活用増加への効果を研究
- 有機農産物等の供給量確保のための関係機関との連携方策の実施とその効果を研究

<事業のイメージ図>



件数・単価	8箇所・7百万円/箇所	交付先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	-------------	-----	--------	------	---

アウトプット (活動目標)

- 受託先における学校給食における有機農産物等の使用率の前年比増
- 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増

短期アウトカム (成果目標)

- 学校給食における有機農産物等の安定的な生産・供給体制構築による有機農産物等を使用する自治体数の増
- 学校給食の時間と連動した教科等における有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増

長期アウトカム (成果目標)

- 学校給食における有機農産物等の全国における使用率の上昇
- 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

18

重点支援地方交付金 追加額1.1兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（0.5兆円）

- ・低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0.6兆円）

生活者支援	事業者支援
① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援 ※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。 ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための<u>小中学校等における学校給食費等の支援</u> ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。 ③ 消費下支え等を通じた生活者支援 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援 ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む） ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援 ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援 ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

19

物価高騰による学校給食費の保護者負担軽減について（重点支援地方交付金の活用）

◆令和5年3月 … 物価高克服に向けた追加策について

- 「物価・賃金・生活総合対策本部」において物価高克服に向けた追加策が決定。
学校給食費負担軽減の取組への支援等を含む重点支援地方交付金が積み増し（うち推奨事業メニュー分7,000億円）され、自治体に対し、本交付金の積極的な活用を依頼。

◆令和5年11月 … 総合経済対策を受けた補正予算による対応について

- 令和5年11月2日閣議決定の総合経済対策を受けた補正予算が11月29日に成立し、**学校給食費負担軽減の取組への支援等を含む重点支援地方交付金が積み増し**（うち推奨事業メニュー分5,000億円）された。
- 令和5年12月4日付けの通知において、各自治体に対し、本交付金の積極的な活用を依頼。
- 物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況（令和5年12月19日時点）**
 - ・実施している又は実施を予定している自治体は、1,688自治体（94.1%）
 - ・実施を予定していない自治体のうち、給食費の値上げを行う予定がない82自治体との合計は、1,770自治体（98.7%）
（自治体数には事務組合を含む）

実施・予定状況	回答数（割合）	うち重点支援地方交付金の活用（割合）
実施している又は実施を予定している	1,688（94.1%）	954（56.5%）
実施を予定していない	106（5.9%）	—

※「重点支援地方交付金を活用」と回答した自治体には、重点支援地方交付金、自己財源等の双方を活用している自治体を含む。

※「実施を予定していない」には、調査の時点で、学校給食費の値上げを行う予定がない82自治体を含む。

◆令和6年10月 … 石破総裁記者会見（抜粋）

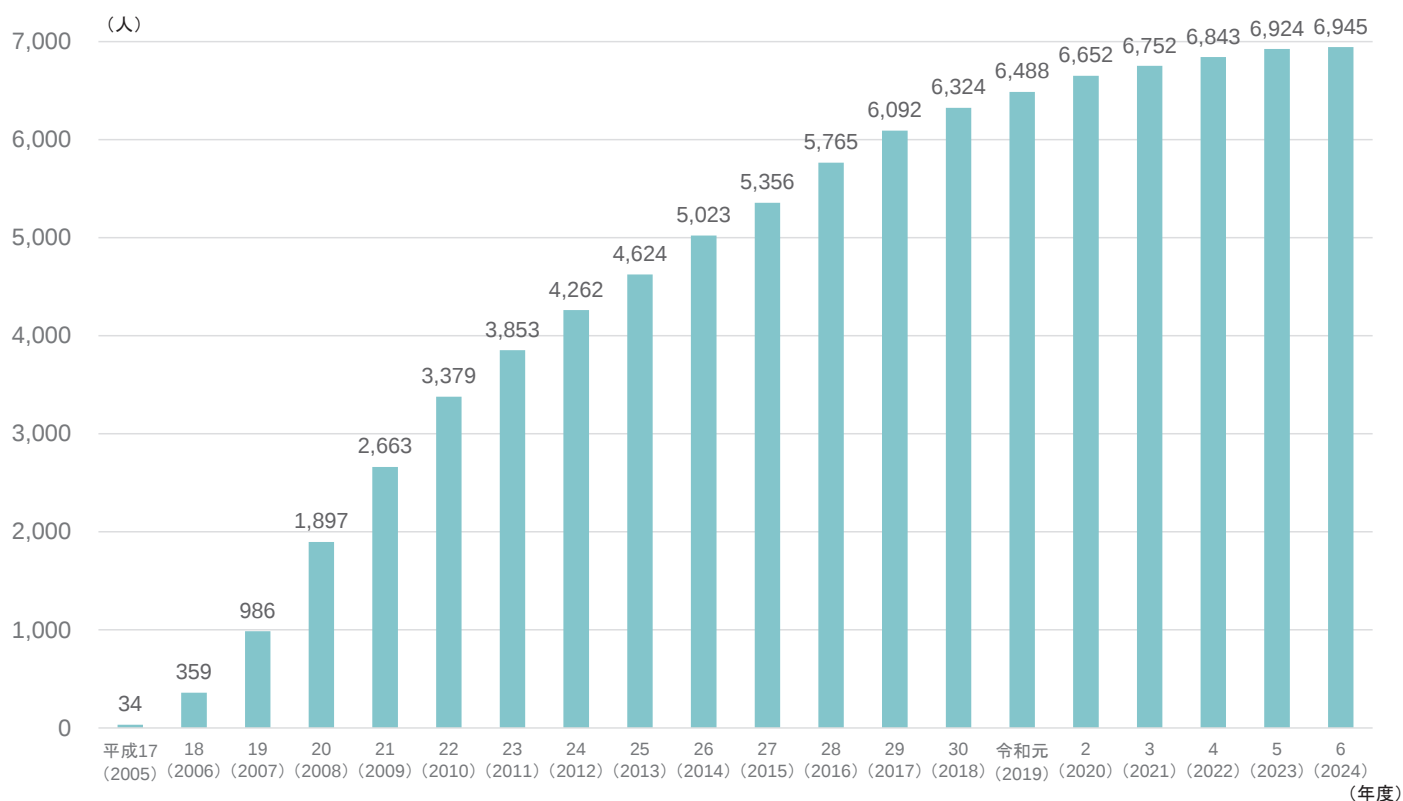
国民の皆様方の目線に立って、お一人お一人の課題を受け止めて、答えを出すべくこれまでも予備費を使いながら、経済対策、補正予算を作り、（令和）7年度予算を作り、新年度から執行する、そのような切れ目のない対応を実施していかなければなりません。物価高に苦しんでおられる方が大勢いらっしゃいます。（中略）あるいは国による一律の対応では支援の手が届かない方々に、自治体がきめ細かく支援をする、そのため**の交付金**。これらによりましてエネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ方々への支援。エネルギーを多く使用され、価格転嫁が困難な中小企業の皆様、農林水産業の皆様への支援、**学校給食費への支援**。そのようなことが行えるようにしてまいります。

20

4. 栄養教諭を核とした食育の充実に向けて



平成17～令和6年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



（出典）学校基本調査



公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数に占める栄養教諭の割合について
(都道府県別：過去5年間の推移)

	R2年度 (A)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (B)	(B)-(A)
北海道	85.9	88.8	88.9	89.7	92.1	6.1
青森県	47.4	45.9	48.4	48.4	49.5	2.1
岩手県	78.9	82.5	86	85.7	83.8	5
宮城県	54.9	59	62.3	65	64	9.1
秋田県	62.8	74.1	75	75	75.7	12.9
山形県	68.5	69.6	68.9	65.6	67	△1.5
福島県	35.3	36	35.3	35.7	33.7	△1.6
茨城県	85.3	86.4	88	87	88.8	3.5
栃木県	44	36.8	38.7	42.9	47.2	3.2
群馬県	34.5	33.8	33.9	35.2	35.6	1.1
埼玉県	46.1	48	50.8	53.6	57.1	11
千葉県	43.8	45.4	47.4	48.6	48.1	4.3
東京都	6.3	6.1	6.7	6.7	7.6	1.3
神奈川県	31.4	33	32.8	33.8	36	4.6
新潟県	73.1	75.6	76.9	79.7	83.8	10.7
富山県	43	50	54.1	57	61.8	18.8
石川県	70.9	65	65	67.8	72.6	1.7
福井県	74.1	74.4	76.5	74.7	74.1	0
山梨県	58.7	60.4	63.3	61.2	62.5	3.8
長野県	52.8	53.7	54.8	52.3	53.3	0.5
岐阜県	74.4	74.3	75.7	77.6	76.7	2.2
静岡県	52.9	51.4	55	55.4	55.3	2.4
愛知県	91.6	93.2	93.3	94.1	94.1	2.5
三重県	70.3	70.1	69.5	71.1	73.6	3.3
滋賀県	83.5	86.9	87.4	90.9	91.9	8.3

	R2年度 (A)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (B)	(B)-(A)
京都府	83.4	85.5	83.6	83.2	80.6	△2.8
大阪府	74.6	73.2	71.7	71.3	69.4	△5.1
兵庫県	91	89	88.6	90.4	93	2
奈良県	46.8	49.2	50.8	55.9	60.4	13.6
和歌山県	47.8	52.2	51.7	53.9	55.8	8
鳥取県	36.1	32.8	36.5	37.5	34.3	△1.7
島根県	98.2	96.5	100	96.2	88.1	△10.1
岡山県	69.1	70.2	75.5	76.3	77.4	8.3
広島県	84.7	86.9	88.4	88.5	88.2	3.6
山口県	70.8	76.9	81.1	78.8	79.7	8.9
徳島県	68.5	68.2	73.3	74.1	72.1	3.6
香川県	80.6	83.5	79.8	79.8	79.8	△0.8
愛媛県	79.9	81.3	80.9	81.7	81.5	1.6
高知県	81.7	85.5	85.2	87.5	87.8	6.1
福岡県	81	82.7	83.2	81.7	81.1	0.1
佐賀県	74.7	74.4	77.3	82.9	80	5.3
長崎県	70.8	68.5	75.6	72.8	74.2	3.4
熊本県	67.8	69.9	73	73.8	79.4	11.6
大分県	43.3	53.8	60.9	66.4	73.5	30.2
宮崎県	70.7	71.8	68.5	69.6	69.9	△0.9
鹿児島県	98.9	99.4	97.8	97.1	97.6	△1.3
沖縄県	24.4	28.9	23.3	24.5	25	0.6
平均	58.6	59.4	60.3	61.1	62	3.4

(単位：%)

出典：学校基本調査(政令指定都市含む)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

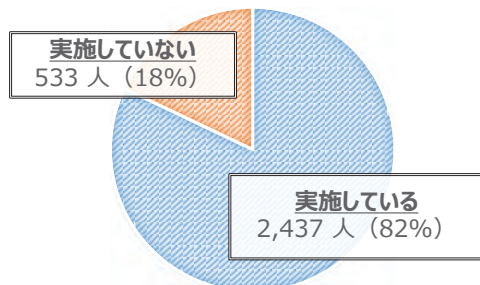
23

食に関する指導についての実態調査（結果概要）【令和5年3月実施】

- ◇ 調査対象：全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）/6,924名（令和5年5月1日時点）
- ◇ 調査内容：所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数：2,973人（有効回答数）

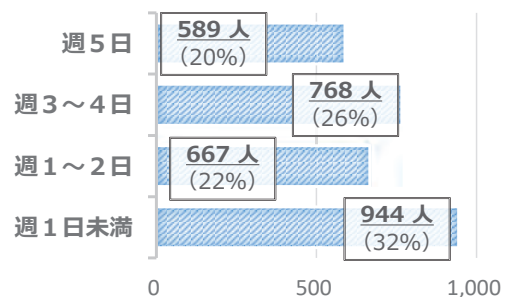
Q1 校内推進体制の整備について

…校内推進体制を整備し、食に関する指導の全体計画に基づいて取組を進めているか。



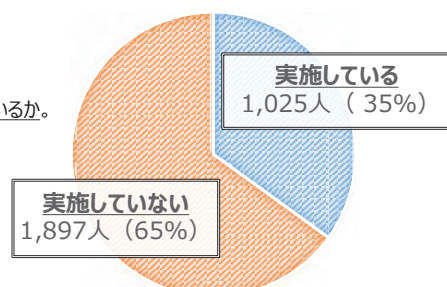
Q2 給食指導の実施状況について

…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。



Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。



栄養教諭の更なる活躍に向けて

- ① すべての栄養教諭が、「教師」として子供たちへの「食に関する指導」と他の教師と同様に「校務分掌」を担う
- ② 新たな栄養教諭のモデル構築に向け、特色ある教育や取組を実施する
「食と健康モデル校」(仮称)を創設

栄養教諭が児童生徒の教育活動や学校運営により一層貢献

《現状》

学校運営・学級運営への参画

- 給食管理など食に関する校務分掌以外を担う機会は少ない。

食に関する指導

- 給食の時間や各教科等の中で、必ずしも十分な指導ができていない。

② 加配定数

- 申請に基づき予算の範囲内で措置

《今後》

学校運営・学級運営への参画

- 食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担う。

食に関する指導

- 学校給食の時間や各教科等(保健体育、技術家庭、特別活動などにおける食に関する領域)における児童生徒への直接指導について、学校として組織的に位置付けた上で実施。

加配定数

- 教職員への支援機能強化や、食に関する教材の開発・普及等のモデルとなる学校へ措置



25

教科等における食に関する指導

- 学習内容と関連する食材や学校給食の献立を教材として活用し、栄養素や栄養バランス、食品の生産・流通・消費などへの理解を深め、食品を選択する力や食べ物を大切にする心などを育む。
- 子供たちが生産等の仕事に携わる人々と接するなどの体験活動を通じ、食をより身近なものとして実感させる。



給食の時間における食に関する指導

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる。
- 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられて食品や学習内容を確認したりする。



26

・栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としている。
・今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- ・栄養教諭の免許を有する者は、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できる旨、明確化。
- ・今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭が積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施することを期待。
- ・各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することを期待。

2. 各教科等における食に関する指導について

- ・栄養教諭が、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わることを期待。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- ・偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つ。
- ・栄養教諭は、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- ・栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、右記の別表のとおり改正。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 ※赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成、給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づき栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職務を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導などの他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

27

教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（4 教教人第27号令和5年1月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望まれます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用するということにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

(8) 食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成17年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくよう願います。



現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化に伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

<実施主体> 都道府県又は指定都市教育委員会
<補助率> 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

29

食に関する指導の手引と小学生用・中学生用食育教材

食に関する指導の手引き

- 学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書である「食に関する指導の手引」を改訂。

○改訂のポイント

食に関する資質・能力を踏まえた指導の目標の明示

食に関する指導に係る全体計画作成の必要性と手順・内容

食に関する指導の内容の三体系と栄養教諭の役割

食育の評価の充実



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm



小学生用食育教材

- 様々な教科等に散在している食育に関する内容を集約し、体系的に整理。
- 低学年・中学年・高学年児童用、指導者用を作成。



URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/syokuseikatsu.htm



中学生用食育教材

- 人生を通じた食生活の基盤を形成するとともに、社会の一員として必要な食に関する視点を育むため、学が必要のある内容を掲載。生徒用、指導者用を作成。



- ・身近な題材から発展的な資料まで
- ・グループで協働的に学べるワーク形式も

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1288146.htm



30

背景

- ・ 社会環境が大きく変化した現代において、児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化。
- ・ 栄養教諭を中核とした学校における食育を通じ、児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせることが重要。

事業①食に関する健康課題対策支援事業 39百万円(25百万円)

課題

児童生徒の食に関する健康課題を対処するには、栄養に関する専門的な知識を有する栄養教諭が中心となって学校において個別指導に取り組んでいく必要があるものの、その取組の実態は、栄養教諭の資質・能力や個別指導の重要性に対する認識の違いによりバラつきがある。

事業概要

【民間団体等】

栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、**個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施**

【地方公共団体】

市町村内の各児童生徒への個別指導を実施し事例を積み上げるとともに、設置者として市町村内の児童生徒に継続的かつ効果的に指導を行うための調査研究を実施

アウトプット

研修会参加人数の増
個別指導の実績数の増

短期アウトカム

栄養教諭の個別指導力向上
による関係者の満足度の向上

長期アウトカム

栄養教諭の個別指導による
生徒の健康状態の改善・向上の件数増

委託先：民間団体等、地方公共団体

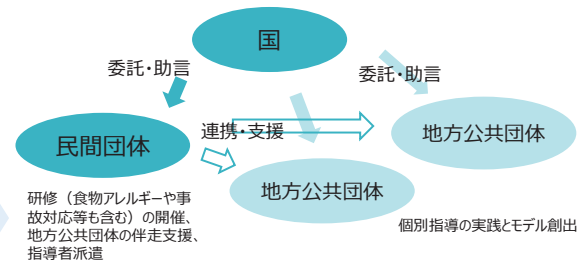
件数・単価：＜研修会実施＞1箇所・9百万円（民間団体等）

＜調査研究＞14箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）

対象経費：研修会開催や指導助言に必要な謝金・旅費等

事業開始年度：令和5年度

(事業イメージ)



事業②食の指導改善充実に向けた調査研究 20百万円(6百万円)

課題

- ・ 食に関する諸課題について、児童生徒が興味・関心を持ち、課題を自分事として捉え、解決していこうとする態度を育むことが重要。
- ・ 食に関する指導の質の向上を図るため、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの充実が必要。

アウトプット

食に関する評価のモデル
の整理・試行の実施

短期アウトカム

食に関する評価の実施

長期アウトカム

食の評価に係るPDCAサイクルが確立し、児童生徒の食についての正しい知識や適切な判断力向上、食に対する意識の向上を体系的に促進

事業概要

食に関する実態調査を行うとともに、検討委員会を設置し、**食に関する指導の評価の在り方について検討**を行う。
また、学校給食摂取基準改定に係る各種検討を新たに実施。

委託先：民間団体等

件数・単価：1箇所・16百万円（民間団体等）

対象経費：有識者会議の開催や評価方法の試行に必要な謝金、旅費、人件費等

事業開始年度：令和6年度

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

5. 安心安全で安定的な学校給食の実施に向けて

〈事故例〉
食中毒
異物混入
食物アレルギー
窒息事故 等

■未然防止の徹底
■発生時の迅速な対応
学校給食衛生管理基準
食に関する指導の手引き

○学校給食衛生管理基準

- 第1 総則
- 第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
- 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
- 第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準
- 第5 日常及び臨時の衛生検査
- 第6 雑則

※学校給食衛生管理基準の施行について(通知) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



○食に関する指導の手引き 第5章 第3節「学校給食におけるリスクマネジメント」

校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが学校給食における事故の未然防止や適切で迅速な対応につながることを示し、

食中毒・異物混入・食物アレルギー・窒息事故について、〈未然防止のポイント〉と〈発生時対応の留意点〉をそれぞれまとめている。

33

学校給食における窒息事故の防止について

(令和6年2月27日付初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

令和6年2月に発生した死亡事故を受けて、学校給食における窒息事故の防止について、改めて指導の徹底に努めていただくよう依頼。

(事務連絡抜粋)

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―(平成31年3月)」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針(市民用)2020」も併せて御留意願います。

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「食に関する指導の手引き-第二次改訂版-(平成31年3月)」

4 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

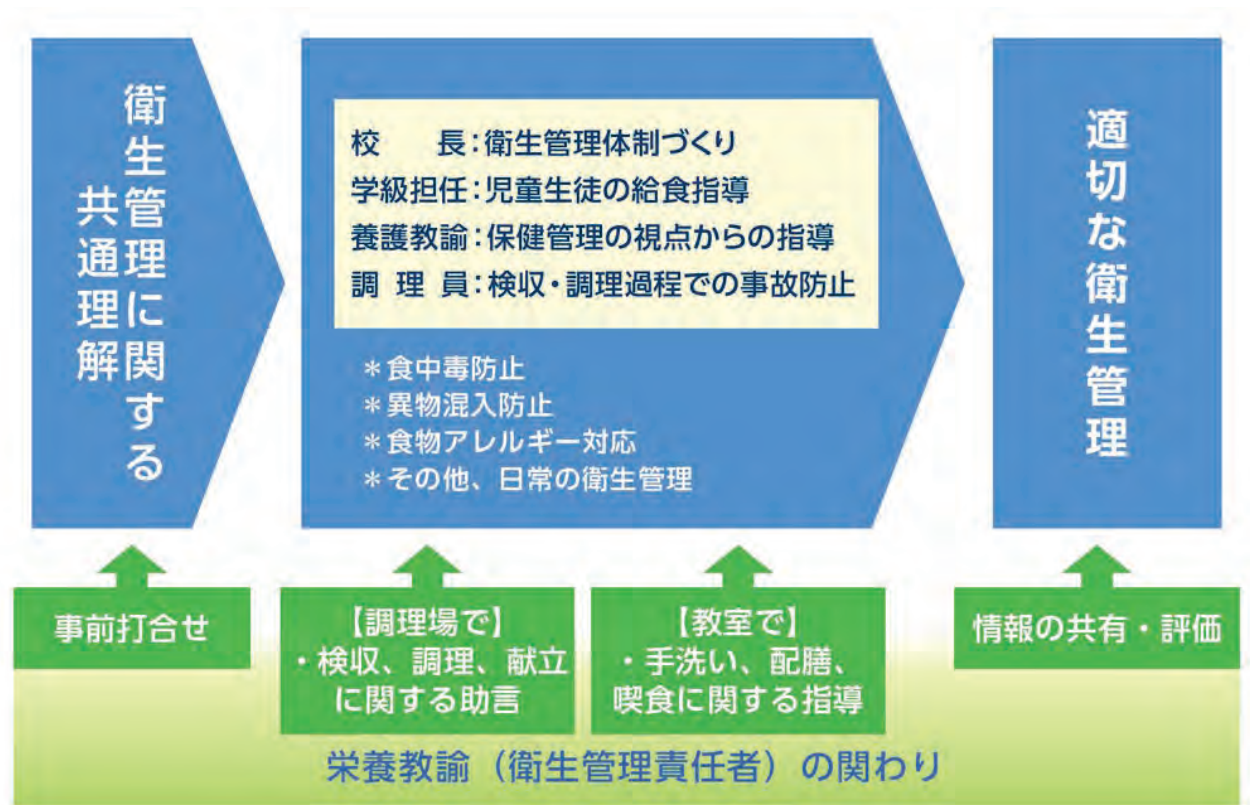
- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。
- ・早食いは危険であることを指導します。
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。

34

学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理体制



35

学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

令和7年度予算額
 (前年度予算額)

19百万円
 17百万円)



背景

- 学校給食従事者及び学校給食関係者は、学校給食法に基づき、安全で安心な学校給食実施のため、衛生管理の充実に努めることとされている。
- 一方、食中毒など衛生管理上の問題による事故も発生しており、**各調理場における衛生管理の徹底**が求められる。

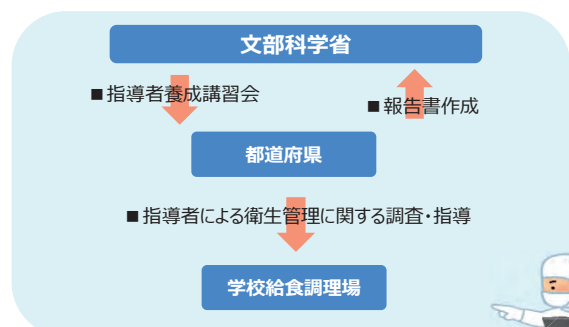
課題

- 学校給食用食品の購入、食品の検収・保管、調理、配食を通じて十分な注意が払われるよう、**学校給食従事者及び学校給食関係者の衛生管理の意識の向上**が必要。
- 各給食調理場の衛生管理体制についての実態把握、現状に応じた丁寧な指導**が必要。

事業概要

文部科学省が各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して、食中毒や窒息事故など、給食における事故防止等を取り上げる**指導者養成講習会**を開催し、指導者の資質向上を図る。これを受け、各都道府県は**指導者による衛生管理に関する調査・指導**を実施し、その結果を文部科学省に報告するとともに、調査・指導結果を域内に展開し、**徹底された衛生管理を実現**する。

(事業開始年度：平成22年度)



アウトプット（活動目標）

研修会に参加した指導者による衛生管理に関する調査・指導の際の指摘件数について、前年度比増

短期アウトカム（成果目標）

食中毒等の衛生管理が原因で起こる**トラブル**の発生件数が前年度比減

長期アウトカム（成果目標）

全国の学校現場における衛生管理の充実や安全への意識の高まりによる児童生徒の健康促進

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

36

「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」

調査報告書のポイント

令和4年4月



文部科学省

背景・課題

- 令和2年3月からの一斉臨時休業に伴い、全国の多くの学校設置者で学校給食が長期間休止となった。その際、臨時休業期間中の学校給食の休止に伴ってキャンセルされた食材の取扱いについて、あらかじめキャンセルに関する取決めがされていないために協議が難航する等、学校給食用食材に係る契約に関する課題が生じた例が見受けられた。
- 学校給食が再開するまで保管できない食材（消費期限が近い食材）、加工済の食材等、キャンセルができなかった食材については、学校設置者が引き取り、廃棄する例も見受けられた。

調査研究成果

① 学校給食用食材の取引について

- トラブル回避の観点では、契約書のような書面の形で残しておく。
- 発注行為・キャンセル条項について明確化しておく。

特に長期的なキャンセル（一斉臨時休業等）と短期的なキャンセル（学級閉鎖等）への対応等の明確化。



キャンセル条項等に関する契約書等の書式例を提示

学校設置者と事業者との契約の多様な実態に鑑み、契約書、覚書など、いくつかのパターンを提示。

- ・契約書自体を変更（記載を追加）
- ・別途覚書を追加
- ・念書や特記事項を追加 等

物資売買契約書

物資供給契約約款

長期休校時の補償に関する

覚書

念書

~~~~~

~~~~~

契約書の作成に当たっての留意事項

学校設置者と業者で十分に協議し、実情を踏まえた契約書等の作成が必要。
契約関係を円滑化に行うためには、契約事務とともに、学校設置者による事務処理の体制づくりも必要。

② 不要となった学校給食用食材の有効活用について

- ・学校以外の保育所や、病院などほかに給食を実施している施設等に食材をスライドして活用することで、食品の廃棄を減らすことにつながる。
- ・自治体以外の民間団体とも積極的に情報のやり取りをして、活用の可能性を見出す。

不要となった食材の活用

常日頃から自治体内外での連携調整を密にしておき、不測の事態が起きた際の対応プランについても、関係者同士で話し合っておくことが望ましい。地域の実情に合わせて、関係者と連携の上、調整が必要。

フードバンクへの提供



37

学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について

「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）」
（5文科初第1458号令和5年11月10日付文部科学省初等中等教育局長通知）

1. エネルギー・食料品価格等の上昇等を踏まえた適切な契約変更等について

- 学校における食事提供等に係る業務の委託契約について、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格等の価格変動等が生じた場合には、契約金額の変更や受託事業者への支援など適切に対処し、契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適正に協議を行うこと。
- 一般的に、学校における食事提供等の業務委託契約期間が複数年にわたることから、適切な契約金額の変更に
対応するため、あらかじめ、いわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設け、適切に対処すること。

2. 安定的に実施可能な事業者の選定について

- 学校における食事提供等に係る事業者の選定に関しては、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど適切に対処すること。
- 特に、公立学校における食事提供等に係る事業者の選定に際して、一般競争入札や指名競争入札の方法により契約を締結する場合には、最新の実勢価格などを踏まえた適切な予定価格を作成すること。また、低入札価格調査制度や最低制限価格制度、総合評価落札方式を活用するなど、適切に対処すること。
- 事業の安定性等価格以外の要素を考慮した調達方法である総合評価落札方式を導入するなど、適切に対処すること。

上記に関連し、総務省より以下について周知

- ・重点支援地方交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者¹に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などは、当該交付金の対象となること
- ・令和6年度地方財政対策において、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円を計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引き上げ）したこと

38